

平成30年分から給与所得者の扶養控除等 (異動)申告書の記載事項が変わります 上

マネーコンシェルジュ税理士法人
税理士 今村 京子
<http://www.money-c.com/>

配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。

給与所得者の配偶者控除及び配偶者特別控除の改正内容

- 1 配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限なし）。
- 2 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました（改正前：38万円超76万円未満）。

配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

毎月（日）、給与を支払う際に源泉徴収する税額は「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めますが、計算に当たっては扶養親族等の数（配偶者及び扶養親族の合計数等）を算定する必要があります。

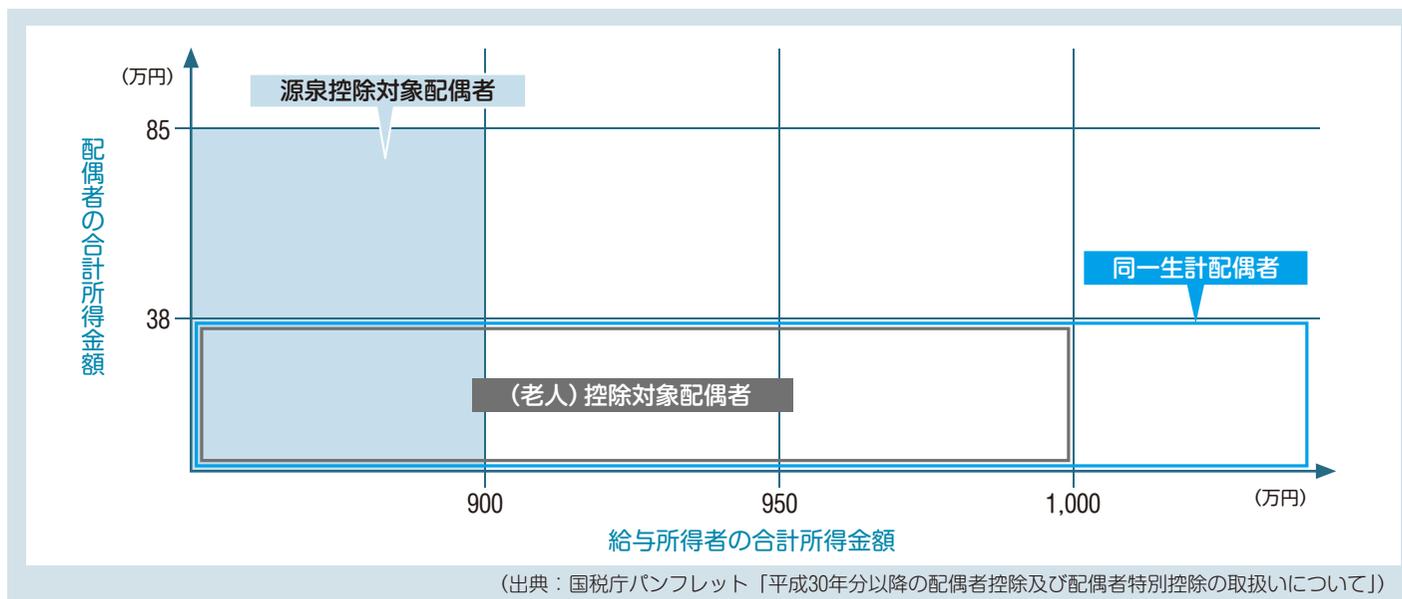
上述の改正に伴い、平成30年分以後の所得税から、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されます。

- ・扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。
 - ・同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。
- また、用語の定義が変更されていますので、以下でご確認ください。

用語の定義

改正前		改正後	
控除対象配偶者 (注2) (注3)	● 給与所得者の合計所得金額 → 制限無	同一生計配偶者 (注2)	● 給与所得者の合計所得金額 → 制限無
	● 配偶者の合計所得金額 → 38万円以下		● 配偶者の合計所得金額 → 38万円以下
配偶者特別控除の対象者	● 給与所得者の合計所得金額 → 1,000万円以下	控除対象配偶者 (注3)	● 給与所得者の合計所得金額 → 1,000万円以下
	● 配偶者の合計所得金額 → 38万円超76万円未満		● 配偶者の合計所得金額 → 38万円以下
		配偶者特別控除の対象者	● 給与所得者の合計所得金額 → 1,000万円以下 ● 配偶者の合計所得金額 → 38万円超123万円以下
		源泉控除対象配偶者	● 給与所得者の合計所得金額 → 900万円以下 ● 配偶者の合計所得金額 → 85万円以下

(注1) 上図の対象となる配偶者は、給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く）に限ります。
(注2) (特別) 障害者に該当する場合には、(特別) 障害者控除の対象となります。
(注3) 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。



例えば、給与所得者の合計所得金額が600万円で配偶者の合計所得金額が60万円の場合、平成29年分の源泉徴収において配偶者は扶養親族等の数には含まれていませんでしたが、平成30年分以後は含まれます。一方で、給与所得者の合計所得金額が1,200万円で配偶者の合計所得金額が0円の場合、平成29年分の源泉徴収において配偶者は扶養親族等の数に含まれていましたが、平成30年分以後は含まれませんのでご注意ください。

来月号では、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式と、旧様式からの変更箇所について解説します。



いまむら きょうこ
今村 京子 (税理士)

三重県出身。平成15年6月税理士登録。法人成り支援や節税対策・赤字対策など、中小企業経営者の参謀役を目指し、活動中。経営力向上計画や早期経営改善計画など中小企業に特化した施策にも積極的に取り組む。

【事務所】マネーコンシェルジュ税理士法人（大阪市北区南森町）